



# 公益法人の寄附金税制について

平成26年6月26日

内閣府

公益法人行政担当室

# 公益法人の寄附税制の考え方

「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（抜粋）（平成19年11月政府税制調査会）

社会の活力は人々が自発的に社会参画することで生まれる。社会の多様化が進み、様々な社会のニーズに柔軟に対応していくことが求められている中、行政部門だけでなく、民間による公益活動がその役割を担うことは、今後の我が国の社会の活力を引き出すためにも望ましい。「民間が担う公益活動」への支援の重要性を踏まえ、公益法人制度改革に対応した税制の整備や寄附金税制の改革を行っていく必要がある。

（中略）

## 4. 公益法人税制

我が国の社会を活力あるものとしていくために、行政部門だけでなく「民間が担う公益」の重要性が今後ますます増大すると考えられる。現在、その担い手となる公益法人に係る制度改革が進められており、来年12月から新制度（いわゆる公益法人関連三法）が施行予定である。これに伴い、税制面でも、「民間が担う公益」を支える制度の構築が求められている。

この点については、当調査会では、平成17年6月に基礎問題小委員会・非営利法人課税ワーキンググループにおいて「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」をまとめており、そこで示された考え方に即して税制上の措置が講じられるべきであるが、改めて以下の点を指摘しておきたい。

（中略）

第三に、民間が担う公益活動を資金面で支えるうえで寄附の役割は重要である。このため、特定公益増進法人の中に公益社団法人・公益財団法人を位置付けることにより、寄附を行った個人・法人が寄附金控除等を受けることができるようにするとともに、個人による現物の寄附に配慮するなど、寄附を行うための環境整備を進めるべきである。

なお、個人住民税における寄附金税制のあり方については、前述した方向性も踏まえ、検討を進めるべきである。

# 公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇①

## 所得税

### ①所得控除（全公益法人共通）

$$\left[ \text{所得金額} - \underbrace{(\text{寄附額} - 2,000\text{円})}_{\text{(注1) 所得控除額}} \right] \times \text{所得税率} = \text{税額}$$

### ②税額控除（税額控除対象法人のみ）

$$\text{所得金額} \times \text{所得税率} - \left[ \underbrace{(\text{寄附額} - 2,000\text{円})}_{\text{(注1)}} \times 40\% \right] = \text{税額}$$

**税額控除額** (注2)

(注1) 寄附額のうち、所得控除額は総所得金額等の40%相当額が限度

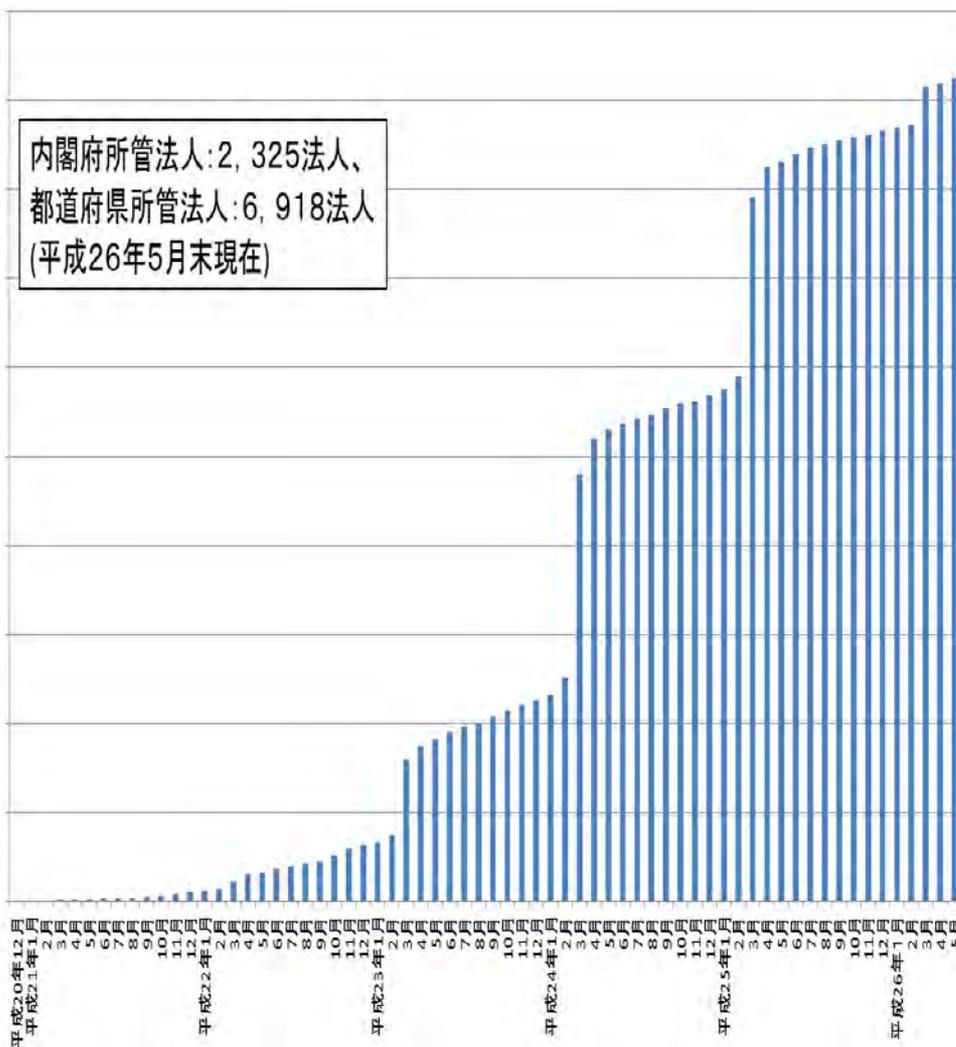
(注2) 税額控除額は所得税額の25%が限度

①所得控除と②税額控除は寄附者がいずれかを選択できます。

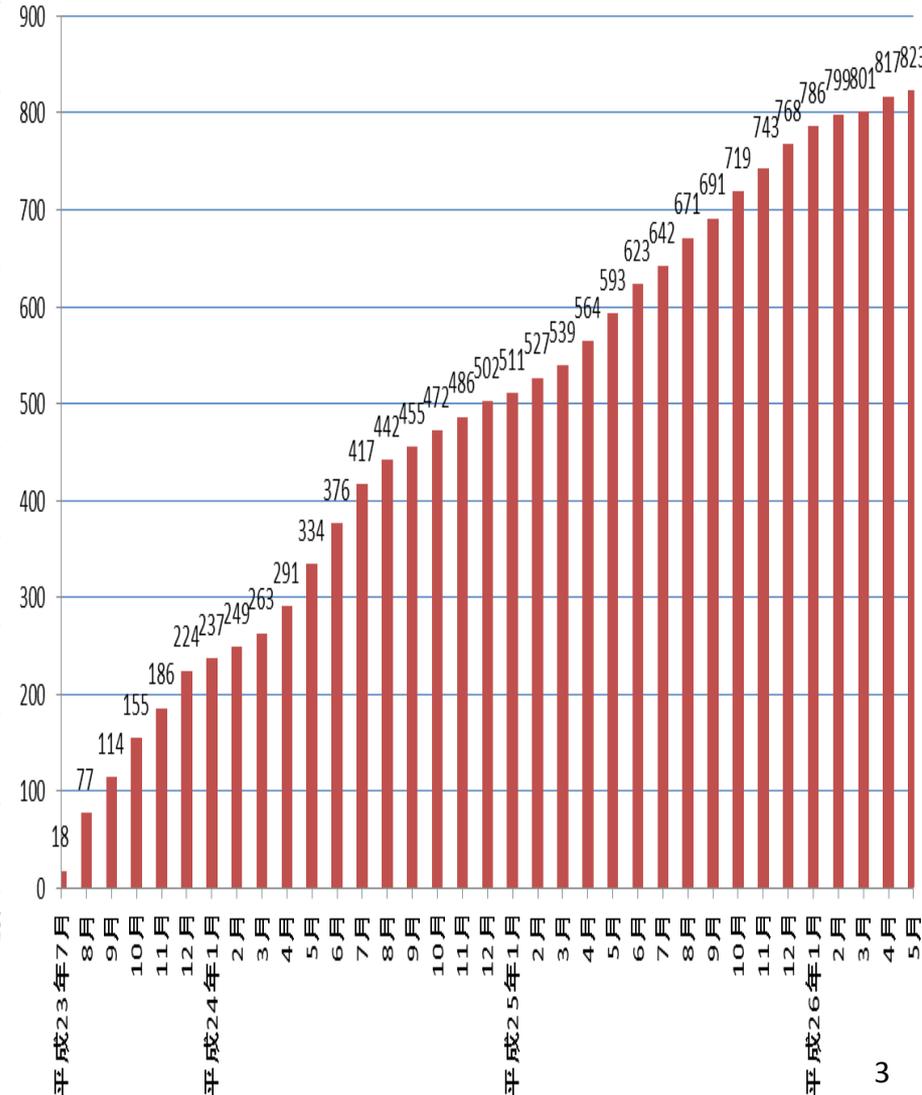
# 税額控除対象法人数の推移

税額控除の証明を受けた公益法人数は、平成26年5月末時点で823法人となっている。

①公益法人の認定件数の推移(内閣府、都道府県の合計値)



②税額控除の証明を受けた公益法人数の推移



## 公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇②

### 個人住民税

都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金（公益法人に対する寄附金等）は、以下の金額が個人住民税の額から控除されます（税額控除のみ）。

- ア 都道府県が条例指定・・・（寄附金額－2,000円）× 4%
- イ 市区町村が条例指定・・・（寄附金額－2,000円）× 6%
- 重複指定であれば、（寄附金額－2,000円）× 10%

## 公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇③

### 相続税

個人が相続財産を公益法人に贈与した場合、非課税となります。

ただし、当該贈与を受けた法人が、当該贈与から2年を経過した日までに非課税措置対象法人でなくなった場合、また、当該財産を同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合には、課税対象となります。

## 公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇④

### みなし譲渡所得課税

個人が、土地、建物などの資産を法人に寄附した場合には、これらの資産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税が課税されます。

しかし、個人が財産を公益法人に贈与した場合、その贈与が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、非課税となります。

(注)ただし、当該贈与を受けた法人が、当該贈与から2年を経過した日までに当該財産を公益目的事業の用に直接供さなかったときは、承認は取り消され、課税対象となります。

# 公益法人に寄附をした法人に対する税制優遇

## 法人税

法人が支出する寄附金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。このとき、公益法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

A: 公益法人への寄附金の特別損金算入限度額

$$(\text{所得金額の}6.25\% + \text{資本金等の額の}0.375\%) \times 1/2$$

B: 一般寄附金の損金算入限度額

$$(\text{所得金額の}2.5\% + \text{資本金等の額の}0.25\%) \times 1/4$$

→公益法人に対する寄附金は、A+Bの額が損金算入できます。